

# 委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

**第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

## （成績評定の選択制（試行））

**第2条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

**第3条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

### **(ウィークリースタンス)**

**第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

### **(業務スケジュール管理表)**

**第5条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

### **(Web会議【発注者指定型】)**

**第6条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

### **(Web検査【発注者指定型】)**

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)**

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### **(オンライン電子納品)**

**第9条** 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

#### **(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)**

**第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

#### **(CIM活用業務【受注者希望型】)**

**第11条** 本業務は、CIM (Construction Information Modeling, Management) を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

**（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）**

**第 1 2 条** 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

**（本業務の特記仕様事項）**

**第 1 3 条** 本業務における特記仕様事項は、別添「西大堀川 取水堰設計業務 特記仕様事項」のとおりとする。

## 西大堀川 取水堰設計業務 特記仕様事項

### 1. 業務目的

本業務は、徳島県徳島市国府町日開地先を流れる西大堀川において、河川改修に伴い改築が必要となる取水堰に対する予備設計を行うものである。

堰予備設計は、計画地点の河状、近接構造物・土地利用状況、地形、地質、流量等から堰の位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について、比較検討を行い、最適な堰の形式を選定することを目的とする。

### 2. 適用基準

本業務の実施にあたり、準拠すべき基準等は以下のとおりとする。

- ・河川管理施設等構造令
- ・河川砂防技術基準（調査・計画・設計編）（国土交通省）
- ・その他必要な関係法規・基準

なお、これにより難しい場合には、協議によるものとする。

### 3. 業務内容

主な業務内容は、次のとおりとする。

#### （1）設計計画

本業務の実施にあたり、業務の目的及び内容を把握し、業務遂行の基本方針を定め、人員配置、工程計画立案等、全体作業の円滑な遂行を図るための検討を行い、業務計画書を作成する。

また、本業務の実施にあたり、必要となる資料の収集、整理を行う。

#### （2）現地踏査

現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理する。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督員に報告し、指示を受けるものとする。

#### （3）基本事項の検討

##### （i）設計と条件の確認

現地調査の結果から既存調査資料（設計と条件）の再確認を行い、制約条件、留意点を検討する。

##### （ii）堰位置、堰軸の検討

現況及び河道計画の河道断面形状、取水口位置、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する堰位置と堰軸を2案程度

比較の上決定する。

(iii) 河道横断形状の検討

堰位置の河道横断形状として、計画の河床高、高水敷高、高水位、堤防高、河道幅、低水路高、堤防天端高を設定する。

(iv) 径間割りの検討

計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを比較の上決定する。

(v) ゲート形式の検討

治水、利水計画の必要と条件からゲート形式（引上げ式、転倒式、ゴム引き布製起伏式等）を決定する。

(vi) 本体構造形式の検討

決定したゲート形式、径間割りに対応した全体構造について検討し、構造形式を決定する。また、平面図、縦横断図の一般図を作成し設計方針、構造物全体配置、形状の検討をする。

(vii) 付帯施設の検討

与条件の調査結果に基づき、魚道の必要性、対象魚の設定、舟通し、土砂吐き、管理橋の必要性及び能力の条件を設定する。

(4) 設計条件と構造諸元の設定

(i) 設計条件の設定

準拠すべき規則、基準、示方書、通達及び参考図書を整理し、設計条件項目毎に適応性を検討設定する。

(ii) 基本構造諸元の設定

計画条件及び基本事項に基づき、堰の各部構造の基本構造諸元を整理し、最終決定する。

- ・ 堰地点
- ・ 堰形式
- ・ 堰径間長
- ・ 堰径間数
- ・ 堰天端高
- ・ 堰敷高
- ・ ゲート形式
- ・ ゲート高
- ・ 計画取水位
- ・ 計画取水量

(5) 基礎工及び本体工の検討

(i) 基礎工

堰柱本体、戸当り床版、水叩き床版の基礎工は、概略の安定計算より基礎反

力を求め、これに対する基礎形式の比較検討を行い、配置、規模を決定する。また、基礎形式は、直接基礎、杭基礎を標準とし、杭基礎の場合は杭種、杭径の概略決定をする。

(ii) 本体工

ゲート操作台、門柱、堰柱、戸当り床版の各部材の概略構造計算を行い、主要寸法を決定する。

(iii) 水叩き、護床工

放流水流、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力を総合判断し、既往事例を参考に、長さ、厚さ、幅の主要寸法を決定する。

(iv) 遮水工

遮水工の設置箇所を確認し、必要根入長の概略計算をし、構造の形式を比較検討する。

(6) ゲート工の検討

(i) ゲート扉体

ゲート形式（支承形式、扉体構造形式）について操作性、水理性、維持管理性、経済性、施工性の観点から検討し、基本形状寸法を決定する。

(7) 管理橋の検討

設置位置、幅員、荷重条件、維持管理性から上部工の構造形式を選定し、基本寸法を決定する。また、下部工は、逆T型、重力型について比較検討し、基本寸法を決定する。

(8) 基本図面の作成

全体図と計画一般図を作成する。なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする

(i) 全体図

測量図をベースに全体平面図、縦横断図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれらの図面に表示する。

なお、縦断図には、地質情報を記入する。

(ii) 一般構造図

一般図（平面、縦断、横断）、及び主要部構造図、縦横断図を作成し、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれらの図面に表示する。

なお、縦断図には、地質情報を記入する。

(9) 施工計画検討

検討された施設計画について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画案を策定する。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

- 1) 施工方法（施工方針、施工順序及び施工機械等）
- 2) 仮設計画（主要仮設構造物の規模と諸元）
- 3) 全体計画（全体平面、掘削断面、工程計画）

(10) 概算工事費

設計検討の結果、得られた図面・数量を基に概算工事費を算定する。

(11) 照査

仕様書に基づく諸条件、検討項目について、業務の中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜照査を実施する。

また、全作業終了後にはすべての内容について照査し、照査報告書を取りまとめる。

(12) 報告書作成

業務の各段階で作成された成果をもとに、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。

4. 貸与資料

本業務の実施にあたり、次の資料を貸与予定であるが、これにより難しい場合には、協議によるものとする。

- (1) 河道計画調査
- (2) 利水計画調査
- (3) 周辺環境調査
- (4) 測量成果
- (5) 地質調査報告書
- (6) その他必要と認めたもの

5. 打合せ協議

本業務の打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

ただし、必要に応じて電話等により発注者の意図が反映できるよう配慮するものとする。

- (a) 業務着手時
- (b) 中間打合せ（2回）
- (c) 成果品納入時

6. 関係機関打合せ協議

本業務の実施にあたり、関係する次の機関との打合せ協議を想定している。

なお、実施時期、実施内容については、監督員と協議の上、決定するものとする。

- (1) 徳島市（道路管理者）
- (2) 日開北中筋水利組合（堰管理者）

## 7. 成果品

本業務の成果品として、次の報告書等を作成するものとする。

- ・報告書（A4版印刷物）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ・報告書概要版（A4版印刷物）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ・電子データ（上記一式、CD-R等の電子媒体）・・・2部（正1部、副1部）

ただし、報告書の説明等に必要な場合に概要版等をA3版で納めることを妨げない。